

平成27年9月9日

答申第582号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「日本放送協会平成24年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」のうちの「受信料体系の在り方についての意見聴取・結果、検討内容」について開示の求めがあった。

NHKは、「意見聴取・結果」に係る文書は存在しないため、「検討内容」は開示することによりその審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがありNHK情報公開規程第8条1項2号に該当するため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、NHKでは、日ごろよりさまざまな機会を通じて広く国民の意見を伺っており、総務大臣の意見も踏まえて、メディア環境や放送・サービス展開等も考慮しつつ、受信料制度のあり方を研究している。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月24日（第222回審議委員会）第588号諮問、審議
9月9日（第223回審議委員会）審議、答申